



浦添市 補装具費支給制度のご案内

[表面]

補装具とは、身体障がい者（児）と難病患者等の失われた身体機能を補完または代替する用具のことです。本制度では、補装具の購入費用と修理費用の一部を助成します。

1. 支給のながれ



※来所判定または書類判定

相談・・・補装具費の支給は、障がいの状態や補装具の作成歴等により対象外となる場合があります。申請をする前に、一度、障がい福祉課にご相談ください。

支給決定・・・補装具費の支給が認められたら、決定通知と支給券をご自宅へ送付します。

装具受領・・・決定通知等を受け取ったら業者へ連絡いただき、補装具の作成や適合判定を行います。完成した補装具を受け取る際は、業者へ受領印を押印した支給券を提出し、支給券記載の利用者負担額を支払います。

- ・補装具の受け取り方法については業者とご相談ください。
- ・各品目の基準額を超えた分は自己負担となります。

2. 補装具の種類

障がい	種目
肢体不自由	義肢（義手、義足）
	装具（上肢、下肢、体幹、靴型）
	座位保持装置
	●車いす
	●電動車いす
	●歩行器
	●歩行補助杖
	重度障害者用意思伝達装置
	座位保持いす（児童のみ）
	起立保持具（児童のみ）
	頭部保持具（児童のみ）
	排便補助具（児童のみ）

障がい	種目
視覚障がい	視覚障害者安全つえ
	義眼
	矯正眼鏡
	遮光眼鏡
	コンタクトレンズ
	弱視眼鏡
聴覚障がい	補聴器
	人工内耳用音声信号処理装置修理

●のついた種目は、介護保険の適用が優先されます。

判定方法や必要書類については裏面をご覧ください➡

申請先・お問い合わせ

浦添市役所 障がい福祉課（3階） 障がい福祉係 補装具担当
☎098-876-1267（直通） FAX:098-878-8575

3. 判定方法について

[裏面]

(1) 来所判定

申請書を障がい福祉課に提出後、指定された日に更生相談所へ行き、直接判定を受けます。判定料は無料ですが、更生相談所の指定した日にしか判定を受けられません。

装具：月に5回程度（月曜日または金曜日） 補聴器：月に1回（木曜日）

(2) 書類判定

意見書等を市に提出します。提出された意見書等をもとに更生相談所が判定を行います。都合の良い日程で書類をそろえることができますが、意見書・処方箋代は自己負担です。

4. 申請に必要なもの

来所判定	① 補装具費購入支給申請書（申請時に障がい福祉課窓口で記入します） ② 身体障害者手帳 または 特定医療費（指定難病）受給者証 ③ 個人番号カードまたは通知カード（補装具を必要とする障がい者等のもの）
書類判定及び 18歳未満の児童	上記①～③に加えて、以下の書類が必要 ④ 補装具費支給意見書（15条指定医師） ⑤ 補装具処方箋（15条指定医師） ⑥ 見積書（登録業者に限る）

修理の場合	① 補装具費修理支給申請書（障がい福祉課窓口で出します） ② 身体障害者手帳 または 特定医療費（指定難病）受給者証 ③ 個人番号カードまたは通知カード（補装具を必要とする障がい者等のもの） ④ 見積書（登録業者に限る）
-------	---

該当者のみ	・ 次の人の個人番号カードまたは通知カード（転入等で所得確認ができない場合） 18歳未満の障がい児：保護者の属する世帯全員 18歳以上の障がい者：配偶者
	・ 委任状（販売業者等の代理人が申請する場合）
	・ 車いす交付理由書（病院、施設入所者がオーダーメイドの車いすの購入申請をする場合）
	・ 電動車いす判定調査表（電動車いすの購入申請をする場合）

5. 利用者負担額と所得制限

利用者負担額は、原則1割負担です。ただし、世帯（18歳以上の障がい者：本人と配偶者、18歳未満の障がい児：保護者の属する世帯全員分）の課税状況に応じて、負担上限月額が設定されています。

区分及び世帯の課税状況	負担上限月額
生活保護世帯	0円
低所得：市民税非課税世帯	0円
一般：市民税課税世帯であって、市民税所得割額が最も高い人の税額が46万円未満の世帯	37,200円
制度対象外 ：世帯員のうち、市民税所得割額が 46万円以上 の人がいる世帯	